

運搬作業基準

| 項 目 | 基 準 | 急 所 |
|--------------|---|---|
| 01 路上作業 | <p>通行の妨害にならないように、場所を選定する。</p> <p>やむを得ず道路の一部または全部を使用する場合は、工事担当課を経て客先の許可を受ける。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 道路における作業基準は別途「道路における作業基準」による。 |
| 02 危険防止 | <p>長尺物、パイプ等の運搬は前後に赤旗を付けて、第三者にも注意を喚起する。</p> <p>荷物の高さ、道路の曲がり角は充分注意する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 監視員を配置する。 |
| 03 道路上の注意表示 | <p>道路上でワイヤを張る場合はワイヤの要所に赤布を垂らしておく。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 監視員を配置する。 |
| 04 経路の点検 | <p>事前に経路を調査し構築物、パイプ、スタンド、電線等の位置を確認する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 寸法測定、特に徐行すべき箇所や地下埋設物の有無等。 |
| 05 積荷の範囲 | <p>台車の車幅の 1.3 倍以上の荷物を積まない。</p> <p>トラックによる場合は道路交通法に準ずる。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 無理な積荷をしない。張り出した時は特に徐行する必要がある。 |
| 06 積荷の固定 | <p>運搬台車による場合は特に重心を下げて確実に固定する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 踏み切りの手前では、もう一度荷の固定を確認する。 |
| 07 場内の通行 | <p>機器、配管、配線、バルブ、スイッチ等に触れないように充分注意をする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 予め寸法を測定する。 場内は徐行する。 |
| 08 場内の昇降機の使用 | <p>制限重量を確認する。</p> <p>ホイスト、エレベータとも現場担当者の許可を受ける。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 無理をしない。片荷、斜め吊は厳禁。 |
| 09 機具の点検 | <p>車両は毎日点検する。</p> <p>チェンブロック、ワイヤ等は事前に点検し不良品は絶対に使用しない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> シャフト、タイヤ等事前に点検する。 |
| 10 その他 | <p>電気施設に接近した工事は工事担当課より客先に連絡し適切な処置を依頼する。</p> <p>作業員がクレーン車等の助手席以外に便乗してはならない。</p> | |